

大切な財産を守るために 地籍調査をはじめます



第3回 地籍調査の効果

今回は地籍調査が行われることによ
って得られる効果について説明します。

●円滑に土地取引が 出来るようになります

土地を売買する際、隣地との境界確
認に時間がかかり登記簿面積と実測面
積が異なっていると、トラブルの原因
となりますが、地籍調査によって、正
確な土地の状況が登記簿に反映される
と、登記情報の信頼性が向上すること
も、分合筆の際には、原則として、
周囲の土地所有者の実印を捺印した筆



界確認書を添付する必要がなくなりま
す。測量等の業務が大幅に簡素化する
ので、その際にかかる経費等がぐんと
抑えられ、土地取引が円滑に進みます。

●災害復旧に役立ちます

個々の土地を地球上の座標点を使っ
て管理するので、万が一、地震・土砂
崩れ・水害等の災害が起きてしまっ
ても、元の位置を簡単に確認すること
出来るため、復旧作業を円滑に進める
ことができます。

●調査費用は行政負担によって 行われます

事業にかかる費用は、国50%・県25
%・町25%（うち、更に20%は国から



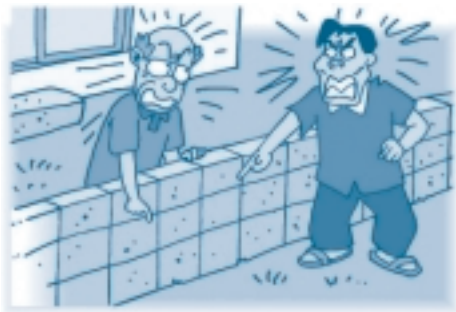
の補助が出るので実際の町の負担は5
%で負担しますので、住民の費用負
担はありません。しかし、地籍調査事
業期間内で境（筆）界が決まらない場
合は、『筆界未定』となり登記上の不
利益をこうむるほか、『筆界未定』を
解除する為の費用は個人負担となりま
す。

●隣接する同一地目の土地を合併す ることで筆数が減り管理しやすく なります

また、同一の土地でありながら、利
用状況が明らかに違うものに関しては、
条件を満たしていれば分筆することも
できます。現況に合わせた土地（地番）
となるので管理しやすくなります。

●相続を受けた土地の正確な場所の 把握や境界紛争等の予防などに役 立ちます

土地の所在や境界が明確になり、現



場復旧性の極めて高い地図（地籍図）
が法務局に備え付けられるため、土地
の一筆ごとの位置等は容易にかつ正確
に把握できます。

●課税（固定資産税・都市計画税）の 適正化に役立ちます

地籍調査未実施の地域においては、
固定資産税の課税が、必ずしも実態を
正確に反映しているとはいえない土地
登記簿や、公図に基づいて行われてい
る場合があります。地籍調査実施後、
法務局への登記が完了した翌年の課税
から地籍調査の内容が課税に反映され
ます。

このように、地籍調査では様々な効
果が見込まれています。



▼問い合わせ先

都市建設課 地籍調査係

☎9148